

令和8年1月29日

まちづくり委員会資料

公園内における原則禁煙化の取組状況について

建設緑政局

公園内における原則禁煙化の取組状況について

1.原則禁煙化に至る経過

(1) 背景

- 平成30年に健康増進法が改正され、「国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進すること」とされた。
- 公園内の喫煙については利用者のマナーとして、他の利用者の方々に迷惑にならないよう配慮のお願いや、注意喚起の看板設置をしていた。
- 公園内の喫煙に対して様々な御意見が寄せられており、公園管理者として何かしらの受動喫煙対策が求められてきた。

(2) 目的

- 望まない受動喫煙の軽減、たばこの火による安全面や吸い殻のポイ捨ての改善を図り、子どもたちが安全に安心して利用できる環境を確保する。
- 条例を改正し、禁止行為として明文化することで、効果的な周知、是正指導を行い、実効性を担保する。



<従前の注意看板>



<放置された吸殻>



<ベンチ下にポイ捨てされた吸殻>

(3) これまでの経過

時期	取組内容
R6年2月9日	試行実施について報告（まちづくり委員会）
R6年3月1日～4月30日	市内6公園において禁煙化の試行実施
R6年8月29日	試行結果・パブコメ実施について報告（まちづくり委員会）
R6年9月10日～10月10日	パブリックコメント実施
R6年11月22日	パブコメ実施結果について報告（まちづくり委員会）
R7年1月23日	条例改正の方向性について報告（まちづくり委員会）
R7年2月12日・3月13日	提案説明・議案審査（まちづくり委員会）
R7年3月26日（公布）～	改正条例の施行に向けて、周知・広報
R7年7月1日	改正条例の施行（公園内原則禁煙化）



<試行実施の様子>



<パブリックコメント募集パンフレット>

(4) 条例改正の内容

<川崎市都市公園条例(抜粋)>

(行為の禁止)

第4条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は前条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- 施設を損傷し、又は汚損すること。
- 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- 土地の形質を変更すること。
- 指定された場所以外の場所で火気を使用すること。
- 魚鳥等を捕獲し、又は殺傷すること。
- はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- 立入禁止区域に立ち入ること。
- 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止めておくこと。

(9) 指定された場所以外の場所で喫煙（健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第2号に規定する喫煙をいう。）をすること。

- 公園をその用途以外に使用すること。
- 前各号のほか、都市公園の管理に支障がある行為をすること。

(過料)

第28条 第4条の規定に違反して、同条各号（第9号を除く。）に掲げる行為をした者に対しては50,000円以下の過料を科する。

令和7年7月1日
から施行！

※指定された場所（常駐管理者のいる公園で設置された喫煙可能スペース等）での喫煙は除きます。

※自治会・町内会等のお祭り・行事や公園を利用したイベント等で主催者が一時的に喫煙スペースを設けられます。（要事前申請）

(5) 過料の適用

- 令和7年7月の条例施行から令和8年3月までを「公園は原則禁煙」であるという認識を市民へ浸透させるための周知期間として設定し、**令和8年4月から過料の適用を開始**することとした。
- 過料の額、徴収方法等について同条例施行規則に規定（令和7年12月改正）



公園内における原則禁煙化の取組状況について

2.川崎市都市公園条例施行規則の改正

(1) 規則改正の内容

①過料の額の設定

2,000円（条例第4条第1項第9号の喫煙行為のみ適用）

※「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」における重点区域での過料の額と同額

②公園巡回指導員の任命（過料処分ができる職員）

【任命対象】・公園巡回指導員（会計年度職員）

- ・各区役所道路公園センター職員
- ・建設緑政局緑政部みどりの管理課職員

【職務】・過料の処分に係る事務

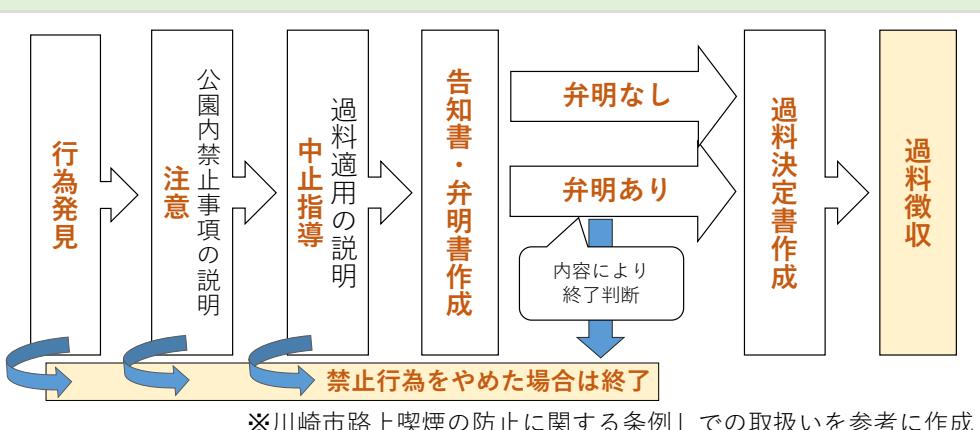
- ・その他の都市公園の管理に関する事務

③施行時期

令和8年4月1日（公布日：令和7年12月26日）

(2) 過料徴収までの流れ

- 行為を発見した場合、注意をしたうえで、公園内禁止事項の説明
- 行為を継続 ⇒ 中止指導を行い、過料適用の説明
- 行為を継続 ⇒ 告知書・弁明書の作成を行い、弁明の有無を確認
- 過料決定書を作成したのち、過料を徴収



※過料の徴収は公園巡回指導員1人を含む2人以上の職員で対応

※公園巡回指導員は、指導員証を携帯

3.条例施行後の効果（アンケートの実施）

(1) アンケート概要

①公園管理運営協議会・愛護会に向けたアンケート

実施期間	令和7年11月17日（月）～12月1日（月）
回答方法	Logoフォーム（206件）、郵送（22件）、FAX（134件）
回答件数	362件
質問項目	<ul style="list-style-type: none">① 川崎市では、令和7年7月から公園が原則禁煙になったことを知っていますか？② どこで公園が原則禁煙になったことを知りましたか？（①で「はい」と答えた人のみ回答）③ 公園での喫煙は減りましたか？④ 公園での吸い殻のポイ捨ては減りましたか？⑤ 公園の環境（快適さ、綺麗さ）は改善されたと感じますか？⑥ 「公園内禁煙」の看板を公園に掲示しています。この看板は分かりやすいですか？⑦ 公園の原則禁煙化について感じていること、御意見があればご自由にお書きください。

②現地公園管理者（18公園）に向けたアンケート

実施期間	令和7年11月17日（月）～12月1日（月）
回答方法	Logoフォーム
回答件数	18公園
質問項目	<ul style="list-style-type: none">① 公園での喫煙は減りましたか？② 公園での吸い殻のポイ捨ては減りましたか？③ 公園の環境（快適さ、綺麗さ）は改善されたと感じますか？④ 喫煙可能スペースの清掃頻度を教えてください。⑤ 公園の原則禁煙化に伴い、職員やスタッフによる注意・対応の負担は変わりましたか？⑥ どのような業務が増えましたか？⑦ 公園利用者からきたご意見があれば教えてください⑧ その他、現場で感じている課題があれば教えてください。

公園内における原則禁煙化の取組状況について

3.条例施行後の効果（アンケート結果）

（2）利用者（公園管理運営協議会・愛護会）へのアンケート結果（回答362通）

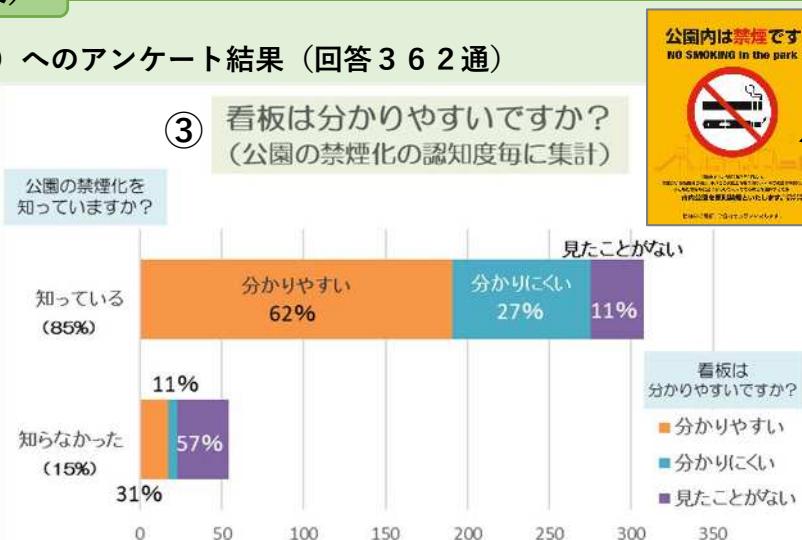
①公園の禁煙化を知っていますか？

はい（知っている）	85%
いいえ（知らなかった）	15%

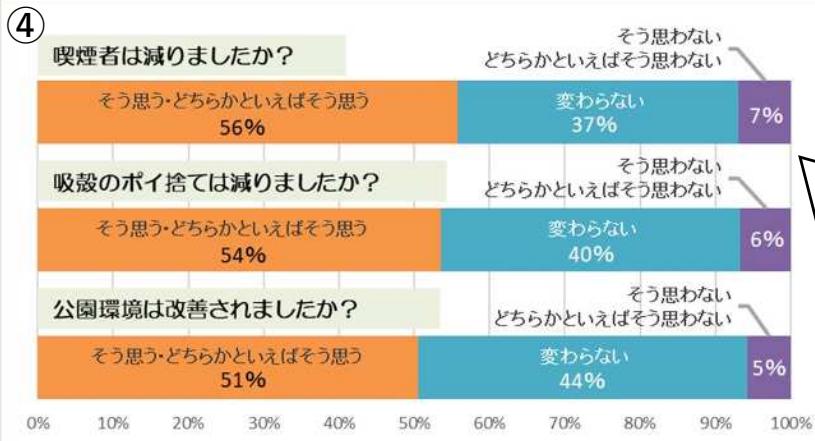
②どこで禁煙化を知りましたか？



③看板は分かりやすいですか？（公園の禁煙化の認知度毎に集計）



④喫煙者は減りましたか？



<看板についての意見>

- 喫煙されている場所が、ベンチがあるところなどほぼ決まっているので、実態のある場所にピンポイントで看板を設置してほしい。
- 公園の銘板の下に設置すると禁煙であることが分かりやすい。
- 入り口や道路に向けて何枚か付けた方がいい。

<喫煙者についての意見>

- 昼間の時間に喫煙する人はごく少数です。喫煙は夜間や人の少ない時間帯が多く、その対策を講じてほしい。
- 全市で原則禁煙とした事で、注意しやすくなり、マナー向上に繋がっている。

<吸殻のポイ捨てについての意見>

- 看板が設置された付近のポイ捨ては改善されている。
- 吸い殻を見ていると特定のごく少数が繰り返しポイ捨てをしている。
- 吸い殻のポイ捨ては減ったが、まだ、缶、生ゴミ等が捨てられている。

<公園環境についての意見>

- 今まで明確なルールが無かったが、原則禁煙になり子供達も安心して遊べるようになりましたと思われます。
- 依然としてゴミを散らかして帰る人やカラスを集めてエサを与える人がいる。

アンケート結果まとめ

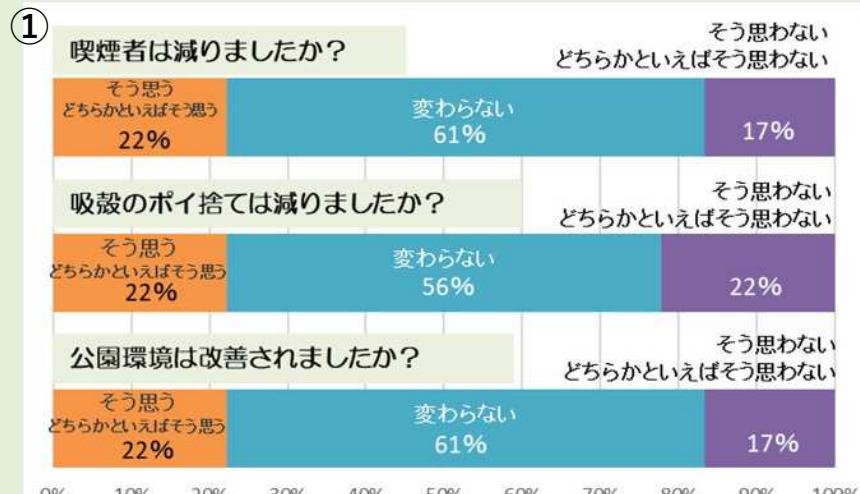
- ②グラフ⇒周知方法について、現地の看板が一番効果的と考えていたが、「市の広報誌・HP」「町内会・自治会のチラシ」によっても同程度、認知いただいていることが分かった。引き続き、多彩な媒体での周知・啓発が必要。
- ③グラフ⇒設置看板について、公園の禁煙化を認知している方の中でも、「看板が分かりにくい」、「見たことがない」との回答が一定数あることから、効果的な場所への設置、設置箇所を増やす等、認知度向上のための更なる対応が必要。
- ④グラフ⇒喫煙者、吸殻のポイ捨てが減った、また、公園環境が改善されたかの質問において、「そう思う」との回答が過半数あり、条例改正により、受動喫煙の軽減、公園の環境改善に一定の効果はあった。
一方で、「変わらない」「そう思わない」との御意見も多くあり、いただいた御意見等を踏まえ、引き続き、各公園に合わせた工夫のある看板掲示・周知・啓発の検討、実施が必要。

公園内における原則禁煙化の取組状況について

3.条例施行後の効果（アンケート結果）

（3）現地公園管理者（18公園）へのアンケート結果

管理形態	公園名
民間管理	夢見ヶ崎動物公園
	生田緑地、富士見公園、等々力緑地、大師公園、桜川公園、小田公園、池上新田公園、緑化センター、早野聖地公園、緑ヶ丘靈園
	王禅寺ふるさと公園、御幸公園、中原平和公園、とんびいけ公園
	橘公園、東田公園、池上新町南緑道



② 職員やスタッフによる注意、対応の負担は変わりましたか？

増えた	変わらない	減った
8公園	10公園	0公園

<増加した業務>

- ・灰皿の清掃
- ・利用者の喫煙可能スペースへの誘導、声掛け
- ・灰皿付近にあるゴミ（空き缶、ペットボトル等）の清掃

アンケート結果
まとめ

- ①グラフ⇒・常駐管理者の視点では、喫煙やポイ捨ての実態は大きく改善されておらず、更なる利用者への周知・啓発が必要
- ②結果 ⇒・喫煙可能スペースを適正に管理するためには、常駐管理者による誘導、声掛け、清掃などが必要
- ③意見 ⇒・喫煙可能スペースへの誘導・案内や利用面についての御意見が多く、利用実態に応じた対応策の検討が必要
- ④意見 ⇒・喫煙可能スペースの設置に伴い、悪質な利用やいたずらが発生しており、マナー向上のための啓発や利用ルールの見直し等の検討が必要。

【各公園に設置した喫煙可能スペース（抜粋）】



<東田公園>



<等々力緑地>



<生田緑地>



<富士見公園>



<御幸公園>



<とんびいけ公園>

③公園利用者から現地管理者に寄せられた御意見

- ・原則禁煙になったことを知らない利用者がまだ多くいる。
- ・喫煙可能スペースが遠い。利用者に対してスペースが狭い。
- ・夜は暗く人通りも少ないので喫煙可能スペースの防犯面が不安。
- ・喫煙可能スペースの場所が分かりづらく、案内看板を増やしてほしい。
- ・喫煙場所がはっきりしていて、喫煙者として肩身が狭すぎず利用しやすい。

④現地管理者が現場で感じている課題

- ・喫煙スペースがあることで喫煙するためだけに公園に来る人が増えた。
- ・喫煙可能スペース付近へのゴミの放置やいたずらが発生した。
- ・広い園内での、喫煙以外での喫煙・ポイ捨て禁止の徹底が難しい。
- ・吸い殻以外のゴミが灰皿に詰められている。
- ・喫煙可能スペース付近のベンチでのポイ捨てが増えた。

公園内における原則禁煙化の取組状況について

4. 喫煙行為防止・認知度向上の取組

(1) 公園巡回指導の実績等（令和7年7月～12月）

<公園巡回指導員の基礎情報>

・会計年度任用職員 計5名

※巡回区内訳 2名：川崎区、1名：幸区・中原区、1名：高津区・宮前区、1名：多摩区・麻生区

・週5日（9時～16時、休憩1時間）勤務

	川崎区			幸区			中原区			高津区			宮前区			多摩区			麻生区			7区 合計			
	巡回総数	指導公園数	指導人数	巡回総数	指導公園数	指導人数																			
令和7年度	7月	568	21	61	300	8	23	230	11	15	138	3	3	290	2	2	146	2	4	275	2	3	1947	49	111
	8月	511	28	79	196	8	12	154	4	7	160	0	0	367	1	1	78	0	0	205	0	0	1671	41	99
	9月	451	24	90	212	7	13	178	9	16	174	6	8	298	1	1	133	1	1	219	3	4	1665	51	133
	10月	497	27	103	266	10	21	174	11	20	183	7	8	329	0	0	123	1	1	161	0	0	1733	56	153
	11月	432	28	96	233	12	16	173	8	15	163	7	9	356	12	16	150	2	2	218	2	2	1725	71	156
	12月	489	28	117	333	11	19	230	8	11	99	2	2	290	7	7	146	0	0	154	0	0	1741	56	156
合計		2948	156	546	1540	56	104	1139	51	84	917	25	30	1930	23	27	776	6	8	1232	7	9	10482	324	808

・公園巡回指導員が喫煙者を確認した場合、声掛け、注意を行っているが、大きなトラブルは発生していない（即時に行行為を止めている）

・喫煙指導実績は南部地区が多く、かつ、駅周辺や商店街、工場等に隣接した公園において喫煙行為を多く確認している。

・巡回中に利用者からの要望を受け、看板の増設等を行うとともに、陳情を受けた公園の巡回頻度を増やすなど、柔軟に対応している。

⇒ **巡回指導の実施状況を踏まえ、喫煙実態に応じた巡回頻度の設定や看板の増設を行うとともに、過料適用開始に合わせ周知・広報を強化するなど、引き続き喫煙行為防止・認知度向上に取り組む。**

(2) 工夫を凝らした啓発事例

- ・四阿など、喫煙行為が想定される施設への看板設置
(多摩区：生田アゼリア公園)
- ・喫煙可能スペース内への児童作成の喫煙マナーや環境美化を促す啓発絵画の掲示（川崎区：東田公園）
- ・ベンチへのシール型の看板の貼り付け（幸区：柳町公園）

⇒ 利用者アンケート結果からも看板による認知効果は確認されており、引き続き、効果的な周知に努める。



<四阿への看板掲示>



<喫煙所内のマナーアップ掲示>



<ベンチへのシール掲示>

5. 今後の取組内容

過料適用の開始（令和8年4月1日～）に向けて、

- ・公園巡回指導員が行う過料事務手続きのマニュアル作成、研修の実施
- ・「公園内原則禁煙看板」での周知 ※シール対応予定

また、以下の取組も継続して実施する。

- ①公園巡回指導員によるパトロール
- ②効果的な場所への「公園内原則禁煙看板」の設置
- ③多様な媒体による公園利用者への周知・啓発

令和8年4月1日から違反者には過料を科します

↑過料適用の追加文言シール



第10号様式

(表)

写真	公園巡回指導員証	第 号
	氏 名 生年月日	
上記の者は、川崎市都市公園条例施行規則第19条第1項に規定する公園巡回指導員であることを証明する。	年 月 日	
	川崎市長 印	

6.5 cm

9.5cm

(裏)

川崎市都市公園条例（抜粋）
(行為の禁止)

第4条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は前条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 指定された場所以外の場所で火気を使用すること。
- (5) 魚鳥等を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (9) 指定された場所以外の場所で喫煙（健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第2号に規定する喫煙をいう。）をすること。
- (10) 公園をその用途以外に使用すること。
- (11) 前各号のほか、都市公園の管理に支障がある行為をすること。

2 前項各号の行為をした場合市に損害を生じさせたときは、市長の認定による損害を弁償させることができる。
(過料)

第28条 第4条の規定に違反して、同条各号に掲げる行為をした者に対しては50,000円以下の過料を科す。

川崎市都市公園条例施行規則（抜粋）
(公園巡回指導員)

第19条 条例第28条に規定する過料の処分に係る事務その他市長が認める都市公園の管理に関する事務を行わせるため、公園巡回指導員を置く。

2 公園巡回指導員は、市長が任命する。

3 公園巡回指導員は、第1項に規定する事務を行う場合においては、公園巡回指導員証（第10号様式）を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第11号様式

第 号 年 月 日	
告知書・弁明書	
住所 氏名 様	
川崎市長 印	
あなたが行った、次の行為は、川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号。以下「条例」という。）第4条第1項及び第28条の規定により過料処分の対象となります。	
また、この処分に先立ち、弁明の機会を付与します。	
日 時	年 月 日 午前・午後 時 分 ころ
場 所	川崎市 区
内 容	都市公園における禁止行為（条例第4条第1項第 号違反）
弁明の機会の付与の方式	弁明書の提出
弁明書の提出先及び提出期限	提出先 提出期限 年 月 日 ()

年 月 日

(宛先)川崎市長

住所
氏名 以下のとおり、弁明書を提出します。

弁明の内容

 告知のとおり認め、弁明することはありません。 次のとおり弁明します。 弁明書の提出期限までに弁明書を提出します。

- 注1 弁明書は次の事項を記載した書面により提出してください。(1)提出される方の氏名及び住所
(2)弁明に係る件名（不利益処分の内容など）(3)当該弁明に係る不利益処分の原因となる事実
その他当該事案の内容についての意見
- 2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができます。
- 3 期限までに弁明書の提出のない場合は、弁明の機会を失います。

第12号様式

第 年 月 日	号
過料決定書	
住所 氏名	様
過 料	円
適用条項	川崎市都市公園条例第28条
処分事由 都市公園における禁止行為（条例第4条第1項第　号違反）	
日 時	年 月 日 午前・午後 時 分ころ
場 所	川崎市　区
上記のとおり、過料に処します。	
川崎市長	印
この処分に不服があるときは、この決定書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この決定書を受け取った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。	